

## ICTサービス安心・安全研究会

### 第3回会合 議事要旨

平成26年7月14日

1 日時 平成26年7月14日（月）10:00～12:00

2 場所 総務省8階 総務省第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

#### ○構成員

新美構成員（座長）、清原構成員、桑子構成員、是枝構成員、近藤構成員、宍戸構成員、長田構成員、平野構成員

（欠席：相田構成員、大谷構成員、岡村構成員、新保構成員、橋元構成員）

#### ○総務省

桜井総務審議官、吉良総合通信基盤局長、安藤総合通信基盤局電気通信事業部長、菊池総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官、河内データ通信課長、玉田消費者行政課長、松井電気通信利用者情報政策室長、藤波消費者行政課企画官、鎌田消費者行政課課長補佐、八代消費者行政課課長補佐

#### 4 議事

（1）開会

（2）議題

- （1）消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG 中間取りまとめ（案）
- （2）ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方について
- （3）その他の事項

（3）閉会

#### 5 議事要旨

（1）開会

- ・ 事務局より資料の確認

（2）消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG 中間取りまとめ（案）

- ・ 事務局より資料2について説明

（桑子構成員）

- ・ 資料2の20ページが中心かと思うが、クーリングオフを導入することについては販売形態によらず導入することが適当という方向性を出されている。この点についていろいろと議論があったことかと思うが、電気通信サービスについて販売形態は店舗販売を含

めていろいろな形態がある。そうした中で、その販売形態によって起きている問題はそれぞれ異なるケースが多いただろうと考えている。また、実際にクーリングオフということになったときに、工事を伴うもの伴わないもの等含めて多岐にわたっているはずなので、このクーリングオフについて私自身も必要と考えてはいるが、そういった観点では、販売形態によらずということにちょっと引っかかりを感じている。

- ・具体的には、訪問販売・電話販売についてはやはり当然必要だと思うが、店舗販売も一律にこれらと一緒に導入することが、消費者にとって逆にメリットをもたらさないこともあり得るのではないか。
- ・また、今後この方向での議論を進めるに際しては、販売形態ごと、それからサービスごとにいろいろと多様な形態があるかと思うので、事業者からしっかりとヒアリングを行うなどして議論をし尽くした上で検討を更に進めていただきたい。

(近藤構成員)

- ・店頭販売へのクーリングオフの導入で逆に消費者にメリットをもたらさないとは、具体的にどういうケースを想定されているのか。

(桑子構成員)

- ・今回の検討の中でも出てきているが、いわゆる店頭販売の中で、消費者側の知識等によって十分納得されるケースとそうでないケース、かなりまちまちであると考えている。電気通信サービスは、御案内のとおり、かなり専門性を有するということもあるので、その辺は十分理解のないままに購入してしまうというケースも確かにあるのが実態と考えているが、今回の検討事項の中で、例えば試用サービスというような考え方も出てきているので、その辺を含めて実際に今後の状況を十分に確認した上で、更に問題があるとなれば訪問販売・電話販売と同様な措置を取るというやり方もあるのではないか。

(新美構成員)

- ・桑子構成員の御説明によると、具体的にまずいということがあるのではなく、試用サービス等が組み合わせさってくることによってクーリングオフをする必要性がなくなってくる場合もあるというご意見か。

(桑子構成員)

- ・はい。そういう場合も出てくるのではないかと考えており、一律にクーリングオフを進めるのではなくて、そうした新たな取組を行うことで事業者としてもしっかりと対応いただくことによって、その結果として、やはり問題があるということであれば、訪問販売・電話販売と同じようにその他の販売形態についても考えていくというやり方もあるのではないか。

(新美座長)

- ・ 桑子構成員意見の御趣旨として、とりあえず販売形態によらずということを書いているけれども、試用サービス等の有効性というものの確認をしっかりとってほしいという御意見と理解してよろしいか。それとの絡みで販売形態に応じたクーリングオフもあり得るといふご意見と理解してよいか

(桑子構成員)

- ・ はい。

(長田構成員)

- ・ 桑子構成員のお話からすれば、店舗販売のものほぼ全てにおいて試用サービスは可能というふうと考えてらっしゃるといふことか。

(桑子構成員)

- ・ 全てにおいて可能とまでは言えないかと思うが、これまで総務省の「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」を含めて、このクーリングオフについては非常に重要な問題として議論してきた。そうした中で事業者としても、今回この部分の対応について必要性は十分認識されていると思うので、今後の試用サービス等々の動きも含めてしっかり見ていくことが望ましいと考えている。

(新美座長)

- ・ 試用サービスが現実どうなっていくのかということを中心に様子を見ながら、最終的な案にまとめていくということだと思う。そういった趣旨については中間取りまとめのところでも考えられおり、既に盛り込まれていると理解している。

(長田委員)

- ・ 事業者の努力をずっと期待して長い間様子を見てきたという現状もあり、その試用サービスの実効性を見極めというのも、そう長い間期間をかけてやっていくというものではなく、今回の法改正の中できちんとそれは手当てをしていくというところは確認しておいていただきたい。

(新美座長)

- ・ スケジュールとしては、そのような予定でいるので、今の点は確認しておく。

(是枝構成員)

- ・特にお年寄りへの販売を考えると、電話販売という販売形態自体が本当に適切なのだろうかといつも疑問を持っているのだが、これについてはどのように考えているか。

(長田構成員)

- ・電気通信サービスについては、販売されているサービスが非常に複雑なものなので、電話で簡単に説明をされて理解できるものではないというところが、もともとこの問題を起こしている原因の1つではあると思う。ただ、電気通信サービス以外の全ての物品やサービスがそうなのかどうかというところは、電話販売で販売されているもの全てを私がチェックしているわけではないので、何とも言えないところ。

(是枝構成員)

- ・こういったような販売形態がある限り、やはりクーリングオフというのはどうしても必要だと思う。今、店頭販売については、若干違うのではないかということがあったが、これは桑子構成員が指摘されたように、店舗販売も一律にやるのではなく、まず事業者が、例えばテスト期間を設けてテスト試用的な制度を設けてしっかりと行うということが1つの前提だろうと思う。店頭販売で、もしそういった仕組みができるのであれば考えるべきだと思う。

(新美座長)

- ・電話販売というものの問題性というのは、皆さん議論の中で重々了解しているので、クーリングオフというもので対応しようということだと思う。

(清原構成員)

- ・今回の中間取りまとめ(案)では、「クーリングオフ」について消費者保護の観点からしっかりと検討をすること、そして、「SIMロック解除」についてもしっかりと「SIMロック解除のルール化に向けた「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正について前向きに検討するという提案をされたことは、大変有意義だと考え、中間報告の方向性に共感する。
- ・クーリングオフの対象となる「オプションサービスの範囲」については、慎重な記述がされており、「一定の基準を設けることが必要である」と整理がされている。事業者の立場に立てば、やはりしっかりとした契約の判断を消費者にさせていただくということが重要で、複雑で多層化している契約の内容の中で、本当に1点だけ気に入らないからクーリングオフということになったときに及ぼす影響の大きさがこの電気通信サービスの複雑化の中では論点になったのだらうと思う。ただ、消費者の立場で考えると、オプション契約がある場合にはクーリングオフがしにくいかなのような印象も出てくる。したがって、クーリングオフについては大変重要な意義があり、ぜひ実現していただきたいと私

も思っているが、やはり本当に丁寧な説明がないと、この場合にはクーリングオフできるけれどもこの場合にはできないというようなことで、消費者についてはかえって煩雑な印象を与えてしまうといけない。

- ・「SIMロック解除」について、資料2の35ページ考え方の3つ目の○を見ていただきたい。この「SIMロック解除を考えるとときに、携帯電話事業者が担ってきた端末のアフターサービスについて、関係する事業者間で利用者への対応に当たる体制を明確にするといったことが重要である」、とあるがこれはもう当然のことだと思う。
- ・続いて、「インターネット利用における青少年保護が適切に図られるよう課題の整理を行うことが適当である」とあるが、これは重要な論点である。「青少年インターネットセッション」では、SIMロックを解除することによるインターネット利用における青少年保護が図られる上で何らかの重要な課題が議論されたのではないかと思う。「SIMロック解除」が青少年保護にプラスに働けばよいが、サービス構造の変化に伴いフィルタリングによる対処の方法などにも何らかの影響が出てくることを意識しての記述だと思われるが、この点について問題意識を少し教えていただければありがたい。

(事務局)

- ・オプションサービス部分の御指摘については、基本的には電気通信サービスをクーリングオフしたときに、一緒にオプションサービスもクーリングオフの対象として解約されるべきかどうかという点について整理することが重要かと思っている。例えば電話サービスを申し込んでいる上で、留守番電話サービスのようなものに加入している場合は、元のサービスがなくなればそれだけ残ってサービスの提供を受けるということは無理であるため、そういったものについては連動してクーリングオフの対象とすべきだろうと考える。一方で、一緒に店頭で申し込んだものであっても、スマートフォンでもパソコンでも見れるようなサービスというものについては、これを一緒にするかどうかというところは別途整理が必要だろうと考えているところである。したがって、オプションサービスがあるからクーリングオフができなくなるということではなく、そのサービスごとの整理が必要であるということ。また一方で、いわゆる抱き合わせ的な販売が店頭でも行われているということは事実であり、それが消費者から見ると不満の一つにもなっているといったことがある。これはまた、試用サービスとは別に、店頭での販売が複雑になっているという点も考えて、クーリングオフの対応というのを検討していく必要があるだろうと思っている。
- ・青少年保護の関係でSIMロック解除の部分について、例えばMVNOサービスに関連するものがあると思うが、フィルタリングの問題が1つある。従来より、青少年インターネット環境整備法に基づいて、携帯電話事業者その他関連の事業者においてそれぞれフィルタリングに関する義務があるが、MVNOサービス部分についてどのようにしてフィルタリングをしっかりと提供していくのかということが1つ議論されているところ

である。

- ・そういう意味では、昨今のスマートフォンの普及に伴って、従来の携帯電話と比較しても青少年が様々なコンテンツに接触する機会が増えているということを踏まえて、その部分についてしっかりと対応を進めていくように、関係の事業者が従来以上にしっかり取り組んでいくことが求められるという趣旨の議論がなされているので、後ほどまた詳細については御説明したい。

(清原構成員)

- ・後ほどの「青少年インターネットセッション」の内容とも強く関連するところだと思う。今のような問題意識でまとめていただいたことは極めて重要で、消費者と言っても青少年については特に守るべきものとして守っていかねなければならないので、この記述は本当に重要だと思っており、この中間取りまとめにこのことを書いていただいたことに感謝したい。

(是枝構成員)

- ・関連することとして、事業者を代弁するわけではないが、特にクーリングオフについて、権利の濫用に対する措置について必要に応じて検討することが適当だと中間取りまとめに書かれているが、ぜひこの辺はしっかりと検討いただきたい。

(新美座長)

- ・構成員の方々から重要な御意見を賜ったが、いずれもこの中間取りまとめ(案)を更に深めてもう少し強調すべきは強調すべきであるし、また立体的な構造を書き換えてほしいという御要望もあったかと思う。基本的にはこの中間取りまとめ(案)の「(案)」を取るという方向で作業を進めてまいりたい。この「(案)」を取る段階での書きぶりの修正については、いただいた御意見をもとに、事務局と私との方で最終的な詰めをしたいと思う。その点については座長である私に御一任いただきたい。そして、それを確定した上で、「情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会基本政策委員会」へ説明したいと思っているが、よろしいか。

(構成員一同)

- ・異議なし。

(新美座長)

- ・更に、中間取りまとめにあるように、苦情・相談処理体制の在り方については、電気通信分野においても第三者機関を設置した上、苦情・相談処理、紛争解決等に取り組む方向で検討することを決めた上で、一定の論点整理を行ったところであるが、今後ADR

に関する専門的知見を有する者や、あるいは事業者団体等も含めて、より詳細あるいは具体的な検討を行うことが必要であろうと考えているところ。そのための具体的な検討方法や検討の会合におけるメンバーの人選について、私に御一任いただきたいと思います。よろしいか。

(構成員一同)

- ・異議なし。

(新美座長)

- ・それでは、苦情・相談体制の在り方に関する議論については、今御承認いただいたように、具体的な検討方法及びメンバーの人選ということを早急に行い作業を開始したい。

(3) ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方について

- ・新美座長より資料4及び資料5の「青少年インターネットセッション 議長レポート」の趣旨及び概要の説明があった後、事務局より資料4及び資料5について詳細に説明

(宍戸構成員)

- ・資料4の3ページから4ページにかけて、端末、回線事業者のいずれにおいても青少年におけるインターネット利用方策が多様化している状況にあるという指摘がある。例えば端末についてSIMロック解除が進んでくる。あるいは現在、「2020-ICT 基盤政策特別部会・基本政策委員会」で御議論されているように、電気通信事業について競争が進んでくる。MVNOであったり無線LANであったり、回線等も多様化してくる。以上のようなことが起こっていることを鑑みると、やはり2020年代の青少年保護ということに対して、やはり今のうちから、今までの基本方針を前提にしつつ手を打っていくということが必要であろうと考えるところ。
- ・もちろん、これまで「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」においても、資料5の4ページに掲げられているように、今後の青少年インターネット利用環境整備施策が沿うべき「5つの基本方針」として、リテラシーの向上と閲覧機会の最小化のバランス等の基本方針が掲げられており、これ自体は私も維持すべきものではないかと思っている。
- ・ただ、青少年のインターネットの利用、あるいはリテラシーの向上ということについて一義的な責務を負う保護者にとって、現在のインターネットの環境というのは非常に複雑化してきており、その結果、保護者がその役割を果たそうにも果たすことが難しくなっている、これが1つの問題の核心であるだろう。更に言えば、その箱の中身の問題として現に複雑化していて、いろんな事業者が青少年保護について真面目に取り組んでいるにもかかわらず、どこかで水漏れが起きてしまっている。そういったことが起こ

らないようにしなければならない。やはり真面目な事業者が真面目な活動をする事、それが営業上も得になるということではなければならない。実際に、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」で議論してきたCGMにおけるミニメール監視というものを取組んだ事業者が、実際にこの青少年福祉犯被害を減少させてきたというような現実の成功例もある。従って、事業者の方あるいは青少年保護に関わる方が、それぞれの役割というものを再定義して、よく連携するということが重要であるということについては、この青少年インターネットセッションで広い認識の一致が図れたのではないかと考えている。

- ・議長レポートの本体について、これは重要なところだろうと思ったのは、10ページからかけて記載があるが、現時点においては、携帯電話事業者の役割というものがまだまだ大きいだろうということ。このフィルタリングの解除が安易になされないように、あるいは利用者のフィルタリング解除を把握できるというような仕組みというものが、現時点においてはまず携帯事業者の方に取組んでいただく必要があるだろうと思う。しかし、さりながら11ページ以降にあるように、今後、MVNOの普及、あるいは青少年が無線LANを利用するということが増えてくるに応じて、これらの関係事業者においても、より携帯事業者の方に近づいていくような取組というのは当然必要であるだろうし、また、コンテンツ事業者においても、その第三者機関の認定というものを取得していただくということが必要であるということが強調されているものというふうに理解している。
- ・11ページから12ページに書かれている、ここでの第三者機関の認定とは、従来のような、いわば「守りのフィルタリング」と言うよりは、むしろもう少し「攻めのフィルタリング」と言うものである。むしろ青少年が年齢の成長に応じてどのようなサービスを利用していけば安全かということ青少年も親も把握することができ、そして同時により青少年のリテラシーを向上させていくという観点から、この第三者機関のレイティングというものが期待される。そういった観点から全体として、保護者それから青少年にとってインターネットの利用環境が透明化される。そのことがひいては事業者間の公正かつ前向きな競争環境につながる。そういう方向性をこの議長レポートは示したものと理解しているし、また、そういう方向での検討を引き続きこの場で、あるいは総務省においても御検討いただきたい。

(近藤構成員)

- ・フィルタリングに関しては、罰金制度みたいなものを設けたほうが私は公平なのではないかと思う。真面目にやっているところが第三者機関の経費も会費として負担しているので、そうではない人たちがずるいと言ったら変かもしれないが、そういうような印象を受けた。福祉犯は犯罪であり大変心配されるものなのだから、真面目に取り組まない人たちから罰金を取ってやったらどうかと思う。そういったことは難しいのだろうか。



(新美座長)

- ・現在の基本的な考え方からいくと、罰則を設けるとするのは少し行き過ぎであるという印象はある。

(清原構成員)

- ・これまで青少年の安全・安心なネットワークの利用については、(一社) モバイルコンテンツ審査・運用監視機構や(一社) インターネットコンテンツ審査監視機構が開拓的な取組をしてきた。しかしながら、今の急激なスマートフォン等の利用の状況を見ると、このようなフィルタリングの取組だけではなかなか難しいと思っていた。今回議長レポートをまとめていただくにあたっては、第1回目にはKDDI他、デジタルアーツ、グリーにもプレゼンテーションをしていただき、2回目には、MVNO委員会、無線LANビジネス推進連絡会にもプレゼンテーションをしていただいた。MVNO委員会や無線LANビジネス推進連絡会はどういう組織なのか知らなかったが、11ページの注釈のところに、「2013年の1月に、無線LANの普及促進を推進する無線LANビジネス推進連絡会が96企業・団体に設立されている」ということが明記されており、(一社) テレコムサービス協会において、「2013年11月にMVNOの委員会が設置された」と明記されている。こうした組織を作っていただき本当に感謝したい。青少年を取り巻く環境を考えていくときに、第三者機関の役割も監視や審査ということだけではなく、やはりWi-Fiも非常に重要な基盤性を持っており、コンテンツの広がりというもの、ある面では文化として盛り上がっている。しかし、青少年保護の観点からは、今までの(一社) モバイルコンテンツ審査・運用監視機構や(一社) インターネットコンテンツ審査監視機構のフィルタリングに関する貢献活動だけではなくて、関係するところがより一層横のつながりを持っていくということで、更なる規制を考えるのではなく、青少年たちが安全・安心なサイトを自ら選ぶことができるような環境をこの機会に作っておかないと、より深刻な事態になるのではないかと私も感じた。したがって、今までの取組の成果・成功例を尊重しつつ、それだけでは及ばないようなスマホの急速な展開、あるいはコンテンツの多様化等を考えると、今回の議長レポートで示されているような内容はもう喫緊の課題であり、相当詰めなければならない。罰金制などをとる前に、やらなければならないことを今日は提案されているというように感じた。
- ・リテラシーについて、三鷹市も今年の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に協調して、特に教育委員会が保護者の皆様に理解をいただいて、新学期を迎えた進級・進学の時点を捉えて、子どもたちに安易にスマホや携帯電話を与えないよう周知啓発に取り組んでくれた。その成果というのは一定程度あると思うが、その効果を測定するような取組も重要という指摘があったので、やはり何をやるにも評価・検証というのサイクルを回さなければいけないと改めて実感した。そのときに、地域で取り組んでいる活動を尊重し、また取組の地域格差を是正する意味でも、プラットフォームを作って、国も広

域自治体も支援するようなことも必要ではないかと感じた。全国一斉運動のようなものは残していただきたいと思うし、また総務省や内閣府等で、地域で個別に努力しているところの取組をまとめて、それを見れば取組の最先端が分かるというようなホームページなどを作成することが重要である。

- ・消費者保護ルールのところ、改めて苦情・相談処理体制の第三者機関の検討というのが進む一方で、この青少年の問題についても、今まで第三者機関が育まれてきたわけだが、それが更に充実するための動きというのがこの議長レポートをきっかけに進むことを期待したい。

(長田構成員)

- ・フィルタリングの仕組みを作り上げて、(一社) モバイルコンテンツ審査・運用監視機構という第三者機関が設立したときの1つの盛り上がりから、次第にその仕組みが当たり前ようになってしまっているが、時代はどんどん変わっている。第三者機関そのものが自分で新たな仕組みを作り上げていくというのは難しいところがあると思うので、今回総務省において検討がされたのはよかったと思っている。その中で、この後また検討が進むと思うが、全ての関係者が青少年の保護のために努力をしていく仕組みが大体形が整ったところで手を放してしまわないでいただきたい。それこそきちんと評価しながら、そのときそのときの変化に合わせて、柔軟にその仕組みが変えていけるような形で国としてもずっと支援は続けていっていただきたい。
- ・2020年という1つのキーワードで、総務省が「SAQ<sup>2</sup> JAPAN」という、海外からいらっしゃる皆様がWi-Fiを自由に使えるような環境を整備するという事で、プロジェクトを展開することになっていると思うが、その状態になればなるほど、日本にいる子どもたちもいろんなところでWi-Fiにつながるようになっていくわけなので、関連の事業者も、ぜひ青少年の保護の観点できちんと対策を取っていただきたいということと同時に、その「SAQ<sup>2</sup> JAPAN」プロジェクトも、ただWi-Fiがたくさん使えるというだけではなく、安心・安全な状態を作り出していくというのもまた1つのテーマとしてぜひ取り上げていっていただきたい。

(平野構成員)

- ・10ページの脚注17に関連して、今、青少年の保護について、親御さんに監督責任があるが、フィルタリングをよく分からずに外してしまうというのが問題である。そうすると、やはり保護主義的にデフォルトでフィルタリングを設定して、外すときもなるべくハードルを設けて保護主義的にやると。ただ、外せないというのは表現の自由の問題があるので外すことはできるが、その際認知に働きかけるというのはすごくいい施策だと思う。
- ・11ページ目にあるとおり、ネットワーク側での対応も頑張っていただきたい。この下から3段落目、2. 4. の上の部分の段落だが、これは先ほどのSIMロックの解除の

話とも関係する。SIMロック解除という方向性がやっと決まってきたところに、青少年保護を理由に解除しないというのは、これまた本末転倒である。ビジネスモデルが垂直統合の時代には、そのモデルが競争上げしからんと言われたが、ただこれを自由化したときに、逆に今度は青少年の保護などが難しくなっていくとことがある。しかし、競争を促進するということがいけないということにはならない。ただ、全体としては、競争を促進する一方で、それにより出てくる問題に対処するため、いろいろな青少年保護の施策を考えなければならない。そうするとそのときに、端末だけに頼れない。まさにここが重要で、ネットワーク側での対応も頑張ってもらい、それから皆様が指摘されているように、当然コンテンツ側にも頑張ってもらいたいというような端末、ネットワーク、コンテンツの3つの観点で協調して、競争を促進しながら保護も頑張っていこうという方針が示されており、非常に素晴らしいレポートだと思う。

(桑子構成員)

- ・フィルタリングとリテラシーの件については、これまでいろいろと取り組んできたところであるが、取組自体が前向きな方向ではないような状況も出つつあったということと同時に、端末やサービスの観点でも、まさにこうした見直しをするタイミングであったと私自身も理解している。そうした観点では、この議長レポートにある取組を検討していくことは、まさにタイミングを得た話と考えているので、ぜひとも様々な関係者にまた加わっていただいて、こうした取組を推進されることを期待している。

(新美座長)

- ・各構成員の御意見を聞いていると、罰則というところまで行く前にもう一踏ん張り、各関係者で自主的な取組を強化しようということだと思う。この議長レポートも、基本的にはできることはまだたくさんあるという中で、対応の仕方をもう1度皆で検討していただきたいということを申し上げたところである。
- ・この議長レポートをもとに、今いただいた御意見も踏まえて、引き続きこのICTサービス安心・安全研究会において議論・検討をしていきたいと考えている。まだまだ具体的に詰めなければいけないポイントはたくさんあるが、今後とも皆様のお知恵を拝借しながら、より良いものに詰めていきたいと思っているところ。
- ・桑子構成員より、資料6について説明。

(新美座長)

- ・極めて現代的な由々しき事例であり、何らかの対応を今後考えていく必要があるかと思う。桑子構成員から、随時こういった情報を提供していただくと同時に、問題指摘をいただきたい。

(宍戸構成員)

- この種のインターネット上のいじめ的な表現や名誉毀損的な表現は大人も当然問題になるところであるが、しかし、とりあえず子どものうちにあるべきネット上での表現の在り方というものをしっかり学んでいっていただくということがやはり重要であろうかと思う。ネットいじめについては、民間団体においても違法有害情報としてどう取り組むかという議論がなされているところだろうというように認識している。
- 1点、もし可能であればお願いしたいのだが、最近の中学生・高校生からこういった相談があるか、今回のようにできればどこかの段階でそういう情報を集約して分析していただいて、公表していただくというようなことがあると、例えば教育現場であったり、あるいは文部科学省、あるいは教育委員会であったり、様々なところで使えると思う。様々な違法有害情報が違法・有害情報相談センターには集まってきていると思うが、適宜適切なトピックを選んで分析・公表など、取り組んでいただきたい。

(桑子構成員)

- 現在、違法・有害情報相談センターのホームページ上においては、FAQということで、具体的な相談も幾つかは挙げているが、宍戸構成員の御指摘の方向で分析したものを適宜公表する等、活用いただくようにしていきたいと思う。

(新美座長)

- 今の宍戸構成員の御指摘で、「これは大人でも一緒だ」ということは非常に重要な点だと思う。それに関連して、EUの「忘れられる権利」とそれに対するGoogle等の対応というのは、またそれを巡りいろいろな問題が出ているので、我が国でもその辺は少し視野に入れながら御議論を進めていただくことが必要であると思う。

以上